

令和 7 年 2 月 3 日

有資格業者の指名停止について

下記業者の指名停止措置を行いましたので、お知らせします。

記

1 指名停止業者 三波莊 代表 斎藤 幸之眞

2 状 況 令和 7 年 1 月 29 日に執行した教育課所管案件「豊浜小学校スクールバス運転業務委託（ゼロ債務）」の指名競争入札において、対象業者が落札決定後に契約の締結を辞退した。

3 指名停止期間 令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 3 月 2 日までの 1 か月

4 適 用 南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領

第 4 条（指名停止の要件及び期間）

別表第 3 不正行為等の措置基準

5. (その他重大な事案) 別表第 1 、別表第 2 および前各号に掲げる場合のほか重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（期間：審査会で決定）